

軽自動車税の税率変更のお知らせ

■問合せ 町民税務課 TEL 47-8014

原動機付自転車及び二輪車等

二輪車(原付・バイク・小型特殊自動車など)について平成 27 年度分の軽自動車税から新税率が適用される予定でしたが、平成 27 年度税制改正にともない二輪車(原付・バイク・小型特殊自動車など)については新税率適用を 1 年間延期し、平成 28 年度分の軽自動車税から新税率が適用されることとなりました。

種 別		税 率(年額)	
		現行税率 (平成27年度まで)	新税率 (平成28年度より)
原動機付自転車	50 cc以下 定格出力が 0.6kw 以下	1,000 円	2,000 円
	50 cc超～ 90 cc以下 定格出力 0.6kw 超～ 0.8kw 以下	1,200 円	2,000 円
	90 cc超～ 125 cc以下 定格出力 0.8kw 超	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽自動車	二輪(125 cc超～ 250 cc以下) (側車付のものを含む)	2,400 円	3,600 円
	専ら雪上を走行するもの	2,400 円	3,000 円
小型自動車	二輪(250 cc超)	4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用(コンバイン・トラクターなど)	800 円	1,600 円
	その他(フォークリフトなど)	4,700 円	5,900 円

四輪以上及び三輪の軽自動車

- 平成 27 年 3 月 31 日以前に取得されている車両及び新車新規登録済みの車両については税率の変更はありません。現行の税率が適用されます。
- 平成 27 年 4 月 1 日以後に新車新規登録される車両は新税率が適用されます。
- 平成 28 年 4 月 1 日以後の賦課期日(毎年 4 月 1 日)現在に、最初の新規検査から 13 年を経過した三輪及び四輪車等については、平成 28 年度課税分から重課税率が適用されます。ただし、電気自動車、被牽引車等は重課税率の適用対象外です。

種 別			税 率(年額)		
			①現行税率	②新税率	③重課税率 (平成28年度～)
軽自動車	三 輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	四輪貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円